



# WEDDING & PARTNER

## NEWSLETTER

### MARCH/APRIL 2022

## 1. ハードウェア及びソフトウェアにおける耐用年数の変更

連邦財務省から2021年2月16日に出された通達により、コンピュータ用ハードウェア及びソフトウェアの耐用年数が従来の3年から1年に変更されました。これにより、取得年度もしくは完成年度内にハードウェア及びソフトウェアの取得原価もしくは製造原価の全額を（場合によっては1ユーロの備忘価額を残して）償却可能であること、また年度途中での取得の場合の月割計算も必要ないことが明確になりました。ただし、これらの減価償却資産は棚卸の際に計上する必要があります。

ハードウェアの定義の中には印刷機などの周辺機器も含まれており、今回の通達の中ではさらに詳細な規定が行われています。タブレット端末はハードウェアに含まれていますが、携帯電話については除外されています。

またソフトウェアとは、オペレーティングソフトウェア、アプリケーションソフトウェアを指し、その中にはスタンダードソフトウェアの他にERPシステム、販売管理システムやその他の企業管理、プロセス制御システムなどが含まれます。

今回の新たな耐用年数は2021年1月1日以降の事業年度から適用されます。それ以前に取得したハードウェア・ソフトウェアの帳簿価額が残っている場合には、2021年1月1日以降の事業年度において、その全額を（場合によっては1ユーロの備忘価額を残して）償却することが可能です。

今回の規定は、2021年より個人所得稅確定申告の枠内（例として従業員のホームオフィスに関するものなど）でも適用されます。

## 2. 公的健康保険会社から受ける還付金の取り扱い

健康保険料は、所得稅確定申告の枠内で特別支出として控除することが可能です。ただし、この保険料の一部が保険会社から還付された場合には、その分が特別支出から差し引かれるべきか否かを精査する必要があります。

原則として、公的健康保険から健康促進を目的とした費用の一部または全額、あるいは実費とは関係なく一律で定められた金額が還付される場合、この金額が健康促進を目的とした特定のサービスに対して払われている以上、特別控除額は減額になりません。

この度、稅務当局はこの点について新たな見解を示しました。

稅務当局の見解によれば、特定の健康促進を目的とした追加費用を被保険者が負担し、その費用の一部または全額が保険会社から還付された場合には、特別控除額は減額となりません。これに当てはまるのは、健康保険の基礎補償の範囲内に収まらない治療や、健康への意識を高めるための措置となります（例：歯科の予防クリーニング、整体、代替医療、スポーツジムの会費など）。

これに対し特別控除額減額の対象となるのは、実費に関係なく支給されるボーナスや、生活習慣に関連したボーナスなどです。例として、保険の適用範囲内の予防接種や歯科クリーニングを受けた際、実際には個人で負担した費用がないにも関わらず保険会社からボーナスが支給される場合や、あるいは非喫煙者や健康的な体重に対して支給されるボーナスなどがこれに当たります。

当局はこれに加え、上記規則の簡易化を認めました。この簡易規則では、被保険者一人あたりにつき年間150ユーロの還付額は、内容に関わらず特別控除額減額には繋がらないとしています。ただし150ユーロを超える分の還付額については前述の通り、内容によっては特別控除額減額の対象となりますので注意が必要です。この簡易規則は2023年12月31日まで適用されます。

### 3. 複数の通勤手段を利用する場合の控除額算出方法

従業員は、通勤手段を問わず片道通勤距離1kmにつき0.3ユーロを一律の経費として控除することができます。年間最大4,500ユーロまで控除できますが、自動車を併用して通勤する場合にはこの限度額を超えて控除することが可能です。公共交通機関を利用した通勤で、定期券などの実際にかかった費用が上記の一律控除額よりも多くなる場合には、実際にかかった費用を考慮することができます。

また、二酸化炭素税の導入により、この一律控除額が引き上げられています。通勤距離が21kmを超える場合、2021年以降は21kmからは1kmにつき0.35ユーロ、2024年以降は0.38ユーロが一律で控除可能です。この算出の際、複数の通勤手段を利用する場合の控除額は下記のように算出されます。

例：

従業員Aは2021年中に220日出勤した。Aは自宅から30km離れた駅まで自動車に向かい、そこから更に90km離れた勤務先まで電車で通勤している。自宅から勤務先までの最短距離（道程）は100km、電車賃は年間2,160ユーロ（月180ユーロ）である。

この場合にはまず、基準となる通勤最短距離100kmのうち30kmが車通勤と見なされ、限度額を問わず控除可能です。そして残りの70kmが電車での通勤として見なされます。

電車通勤分

$220日 \times 20km \times 0.30ユーロ = 1,320ユーロ$

$220日 \times 50km \times 0.35ユーロ = 3,850ユーロ$

計 5,170ユーロ

このうち限度額4,500ユーロまでが控除可能

車通勤分

$220日 \times 30km \times 0.35ユーロ = 2,310ユーロ$

結果として、電車通勤分4,500ユーロと車通勤分2,310ユーロの合計6,810ユーロが一律控除額となります。この場合には実際にかかる電車賃よりも一律控除額の方が高いため、電車賃2,160ユーロは考慮されません。

### 4. 夫婦で暮らすアパートメントにおける仕事部屋の取り扱い

自宅の仕事部屋に関連する費用は、業務を執り行う勤務地が他にない場合に限り年間1,250ユーロまでが経費として控除可能です。この限度額を超えた分の費用は、ほぼすべての業務が自宅の仕事部屋で執り行われているという前提条件を満たしている場合にのみ控除対象となります。

この際に問題となるのが、夫婦でひとつのアパートメントに居住している場合、つまり仕事部屋の半分が配偶者のものである場合に、どの費用が控除対象になるのかという点です。

全額が控除対象となるのは、仕事部屋の利用に関連した費用（光熱費、清掃費、仕事部屋の修繕費など）です。

これに対し不動産関連の費用（利息、減価償却、保険、不動産税など）は、連邦財務裁判所の見解によれば不動産所有権の割合によって控除可能な費用が算出されます。しかし税務当局はこの見解について、配偶者が仕事部屋で業務を行い、不動産関連費用が配偶者の銀行口座、もしくは夫婦の共同口座から支払われている場合には、全額控除が可能であるとの見解を示しています。

## 5. 不動産税改革における確定申告提出義務

このたび連邦憲法裁判所は、不動産税の基準となる不動産の評価額が違憲であるとの判断を下しました。旧西ドイツと旧東ドイツの不動産評価基準の格差が平等原則に反すると判断されたためです。裁判所は今回の改革の枠内で立法に対して数年の移行期間を認めました。それにより、2024年12月31日までは従来の課税方法の適用が認められ、2025年1月1日以降不動産税改革における法律に基づいて課税されなければいけません。つまりそれまでにはドイツ国内にある全ての不動産が再評価され、新たな評価価格が決定されることになります。

この判決に基づき、不動産の所有者は、当局に対して不動産価格を再評価するため、不動産情報を提供する確定申告書の電子申告を行わなければいけません。不動産の情報は2022年1月1日時点を基準としています。この確定申告の提出期間は2022年7月1日から2022年10月31日を予定しています。

主に農林業に関連しないその他の不動産（不動産税B）における評価価格確定には、下記の項目について申告する必要があります。

- 不動産の場所
- 建物の種類
- 土地面積
- 居住面積
- 土地基準価値
- 建築年

ドイツ国内一律の査定規則に沿って評価を行う連邦州では、上記6点すべてが必須項目となります。連邦州によっては州独自の評価基準が設けられており申告項目が異なるためご注意ください。

## 6. コロナ危機克服を目的とした税務上の救済措置に関する法草案

未だ収束の兆しを見せないコロナ危機を理由として、以下の税務上の措置が計画されています。

- 各種確定申告（個人所得税、法人税や売上税など）の提出期限が更に延長されます。

### 1. 自身で確定申告書を作成する場合

申告年度	提出期限	
	従来	延長後
2020	2021年7月31日	2021年10月31日
2021	2022年7月31日	2022年9月30日
2022	2023年7月31日	2023年8月31日

### 2. 税理士に確定申告書の作成を委託している場合

申告年度	提出期限	
	従来	延長後
2020	2022年5月31日	2022年8月31日
2021	2023年2月28日	2023年6月30日
2022	2024年2月29日	2024年4月30日

- 第二次コロナ税務支援法で導入された、可動固定資産の定率法による償却の対象期間が一年延長され、2022年に購入または製造された資産にも適用されることになりました。
- 所得税法7g条の投資控除額に関連した投資は2022年末が期限とされていましたが、1年延長されました。同様に所得税法6b条の再投資期限も1年延長されています。
- 第三次コロナ税務支援法の枠内で拡大されていた繰戻欠損金限度額（個人申告で最大1千万ユーロ、合算申告で最大2千万ユーロ）の対象期間が、更に2023年まで延長されます。2022年以降、2年分の繰戻しが可能です。
- 雇用者は特定の機関（主に病院など）で働く従業員に対し、給与に追加する形で非課税かつ社会保険料免除の特別手当を支給することができます。この特別支給は3,000ユーロを限度額としており、支給期間は2021年11月18日から2022年12月31日までとなっています。
- 自宅での仕事部屋が税務上の前提条件を満たさない場合でも、コロナ危機においては自宅での就業日1日につき5ユーロ、年間最大600ユーロのホームオフィス控除額が認められています。この適用期間が2022年12月31日まで延長される予定です。

## 7. 連邦憲法裁判所の判決に先立って行われる税金確定

- 2005年以降に受給を開始した年金の課税について

公的年金の課税割合は所得税法22条第1項に規定されています。この条項によって決定される課税額が、特別控除の枠内で非課税となる受給金額よりも高い場合、受給した年金が過剰に課税されている可能性があるとして連邦財務裁判所は指摘しています。

連邦憲法裁判所の最終判断はまだ発表されていませんが、税務当局は連邦財務裁判所の指摘に応じて2005年以降の所得税確定手続きを既に開始しています。ただしそれぞれのケースで実際に過剰に課税されているかどうかの精査には、納税者からの協力が不可欠であるとしています。該当する納税者は、連邦憲法裁判所の判決により減税が決定した場合には追加の必要資料を提出しなければなりません。

- 株式売却による損失の相殺について

資本資産売却による個人収益は、2009年以降原則として所得税の課税対象となります。ただし損失については次のように取り扱われます。

資本資産売却による損失は、他の資本資産による利益とのみ相殺が可能です。株式売却による損失については更に制限が設けられており、株式による損失は他の株式売却による利益とのみ相殺が認められています（所得税法20条第6項）。

連邦財務裁判所はこのように株式による損失の相殺が制限されている点について、損失の取り扱いの不平等性が違憲かどうか、連邦憲法裁判所に判断を委ねています。

既に税務当局側で、この点に関する2009年以降の所得税確定手続きを開始しています。従って、この件に関して、異議申し立てを行う必要はありません。

## 8. 帳簿書類の処分

帳簿書類については租税通則法第147条にて保存期間が定められています。年次決算においては、将来発生する書類保管費用についても引当金として計上することが可能です。

2021年12月31日以降、下記の書類の処分が可能です。

### 10年間の保管期間が定められているもの

- 2011年度以前の帳簿、勘定科目、仕訳帳
- 2011年度及びそれ以前の決算書、状況報告書、事業開始貸借対照表、棚卸表等、その関係書類
- 2011年度の請求書、査定書、支払指示書、口座明細、賃金及び給与リスト、旅費精算所、接待費清算書などの帳簿証憑類

※電子データによる口座明細については完全性、正確性や不変性などの法的要件に従って保管する必要があり、プリントアウトのみの保管は法的な保管要件を満たしていません。また口座明細が紙媒体のみの場合、こちらも引き続き保管することをお勧めします。

### 6年間の保管期間が定められているもの

- 2015年度以前の給与明細書及び給与書類
- 2015年度以前の輸出入関連書類、船積証券、金銭消費貸借や保険等に係る契約書類

記帳内容を理解、確認するために重要なすべての書類を保管しておく必要があり、これは紙媒体の書類だけではなく、電子媒体でのデータや文書も同様です。電子データ保管の際には適切な簿記原則を遵守しなければならず、保管期間中のデータへのアクセス、内容の判読、また機械による分析が可能でなければなりません。

電子データで受領した請求書や契約書類、商取引関連書類、その他業務上重要であると思われる関連書類については、受領した際のファイル形式のまま保管することが望ましく（PDF形式で受領したのであればPDF形式のままでも保管する等）、保管期間が終了するまで保持することが重要です。

紙の書類をスキャンなどによって電子データ化した場合には、その手続きについても文書化する必要があり、とりわけ原本との整合性や判読可能性、完全性については確保されていなければなりません。

保管期間は、帳簿の場合は記帳が行われた年度、財務諸表や貸借対照表などは作成された年度、商取引関連書類については受領や送付をおこなった年度の終了時から発生します。

税法上定められている税額確定期限が経過していない場合、帳簿関連書類の処分は認められません（租税通則法第169条及び170条参照）。帳簿関連書類の処分を判断する際には、たとえば法律上処分可能な書類であっても、後々の税務調査や法的措置に必要となるかどうかを確認することが重要です。



今回5番のテーマとなっている不動産税改革における確定申告のサポート業務を弊社でも行っております。どうぞお気軽にご相談ください。

ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de